

平成 29 年 7 月 18 日

お客さま 各位

那須信用組合

## キャッシュカードでのATM振込の一部利用制限について (特殊詐欺防止対策)

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、キャッシュカードによるATMでの振込に不慣れな高齢者の方をATMに誘導して預金を振り込ませ、現金をだまし取る「還付金詐欺」などの被害が多発しています。

当組合では、このような被害からお客様の大切な預金を守るため、キャッシュカードによるATM振込取引を一部制限させていただくことといたしました。

お客さまには大変ご不便をおかけしますが、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象となるお客さま

平成 29 年 6 月 30 日現在で、過去 1 年以上キャッシュカードによるATM振込をされていない 70 歳以上のお客さま

※今後は毎月末現在で上記条件となる方を対象といたします。

#### 2. 振込制限内容

対象となるお客さまについては、キャッシュカードによるATMの振込限度額を「1,000 円」に設定させていただきますので、1,000 円超の振込ができなくなります。

※キャッシュカードによるお預入れやお引き出しは、従来通りご利用いただけます。

#### 3. 実施日

平成 29 年 8 月 1 日 (火)

#### 4. 対象となるお客様がキャッシュカードによるATM振込を希望される場合

平日の営業時間内にキャッシュカード、お届け印、本人確認書類(運転免許書等)をご持参のうえ、お申し出ください。

以上

